

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名

美祢市図書館複合化施設整備実施設計業務

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「複合化施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称：美祢市図書館複合化施設

(2) 敷地の場所：美祢市大嶺町東分地内

(3) 施設用途：図書館 令和6年国土交通省告示第8号別添2 第12号 第2類

地域交流センター 令和6年国土交通省告示第8号別添2 第12号 第1類

カフェ 令和6年国土交通省告示第8号別添2 第5号 第1類

3 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「」印が付いたものを適用する。

4 設計与条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積：約6,230m²

イ 用途地域及び地区の指定：非線引き都市計画区域内、商業地域、準防火地域、都市機能誘導区域、宅地造成等工事規制区域

ウ その他の

(ア) 既存建物解体設計業務、敷地造成設計業務、多目的広場整備設計業務、市道前川平城線設計業務は別途とする。

(イ) 敷地東側市道から駐車場南側を通る通路は、敷地外であるが設計範囲に含む。

(2) 施設の条件

ア 施設の規模・構造・工事概要

延べ面積：約2,390m²

構造・規模：鉄骨造、地上2階建て

設計区分：新築設計

耐震安全性の分類

①構造体：II類

②建築非構造部材：B類

③建築設備：乙類

イ 環境への配慮

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に適合するだけでなく、ZEB Oriented(BEI≤0.6)相当を目標とする。

ウ 屋外施設等

舗装、駐車場、外灯、樹木、施設サイン等、基本設計によるが、詳細な仕様検討等は設計範囲に含む。

エ その他

設計条件の変更がある場合は、発注者と協議の上、必要に応じて変更契約を行う。

(3) 建設の条件

ア 予定工事費：2,320百万円（税込み）

（複合化施設、屋外施設等を含む。なお、予定工事費に含まない内容は「美祢市立図書館複合化

施設整備基本設計」による。)

イ 予定建設工期：令和9年7月～令和10年11月（約16か月）

ウ 入札公告予定：令和9年3月

(4) 留意事項

ア 「美祢市立図書館複合化施設整備基本設計」等の内容を十分理解し、業務に取り組むこと。

イ 複合化施設の関係者が多いため、合意形成に時間を要する。よって、関係者へのヒアリング前に、合意形成の過程や手法を十分に検討し、監督職員に提案すること。

ウ 会議開催の場合は、会議の1週間前までに監督職員に議事次第、関係書面を提出し、承諾を受けること。

エ 別途発注の既存建物解体設計、敷地造成設計、多目的広場設計、市道前川平城線設計と調整を行う必要があることから、受注者は、監督職員の調整に従って円滑な協議に協力すること。

オ 徹底的なコスト縮減を図るものとし、工事入札公告時において工事費が4(3)の予定工事費を超えないこと。

カ 上記エの別途発注の関連工事に係る工事期間の重複を想定し、円滑に工事を進めることができる仮設計画（盛替え等を含む。）、工程及び施工計画を検討すること。

キ 意匠、構造、設備等の分野間の調整を行い、設計図書の不整合が無いよう留意すること。

(5) 履行期間、部分引渡し又は引渡し

ア 実施設計

(ア) 完了検査は、委託期間内に行うこと。なお、令和6年国土交通省告示第8号別添1二イ(6)の「実施設計内容の建築主への説明等」の完了時点の説明は完了検査時に行うことができる。

(イ) 委託期間内に確認済証、その他適合通知書が確認できること。なお、これら手続によって成果品に修正が必要となった場合、委託期間内に修補すること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改定）」による。

1 共通仕様書の読み替え

共通仕様書の「調査職員」は、「監督職員」と読み替える。

2 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 実施設計（設計意図の伝達業務を除く）

①建築（総合）実施設計に関する標準業務（工作物類や舗装等の屋外施設等を含む）

②建築（構造）実施設計に関する標準業務（工作物類の屋外施設等を含む）

③電気設備実施設計に関する標準業務

④機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務

なお、設計内容の説明等に用いる資料（簡易な透視図、コスト縮減及び各種技術資料）等の作成は、標準業務に含む。

(2) 追加業務の内容及び範囲

①積算業務（積算数量算出書、積算数量調書、単価資料の作成）

②透視図（外観）の作成

〔種類（任意）、判の大きさ（A3）、（2）面、額入り、カラー（1）部〕

③透視図（内観）の作成

〔種類（任意）、判の大きさ（A3）、（4）面、額入り、カラー（1）部〕

・模型の作成

〔サイズ（幅1m、奥行き0.7m程度）、縮尺（任意）、展示用〕

④建築確認申請等手続業務（建築基準関係規定（みなし規定を含む）に係る法令・条例含む）

- ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項による建築物の建築等に関する申請及び確認等に係る行政手数料については業務委託料には含まない。ただし、この手数料の上限を 225,000 円とするため、これを超える金額については受注者にて負担すること。また、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手続及び手数料については受注者の負担とする。
- ② 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項による構造計算適合性判定に係る判定手数料については業務委託料には含まない。ただし、この手数料の上限を 300,000 円とするため、これを超える金額については受注者にて負担すること。また、受注者の責に帰すべき事由により判定の再通知・変更通知が生じた場合の手続及び手数料については受注者の負担とする。
- ③ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ適合性判定に係る判定手数料については業務委託料には含まない。ただし、この手数料の上限を 264,990 円とするため、これを超える金額については受注者にて負担すること。また、受注者の責に帰すべき事由により判定の再通知・変更通知が生じた場合の手続及び手数料については受注者の負担とする。

④ コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に、監督職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- ① 基本設計時のコスト縮減検討報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終賛否）
- ② その他、実施設計時にコスト縮減対策として提案、採択した事項

・リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

⑤ 概略工事工程表の作成

工事毎に適正工期とするため、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」をもとに施工に必要な実日数を整理し、概略工事工程表を作成する。なお、図面にも概略工事工程表を掲載する。

・実施設計概要版等の各種広報用資料の作成

- #### ⑥ 関係機関との設計内容の合意形成のための資料作成及び説明会（実施設計完了時 1 回程度）、会議等（実施設計時 8 回程度）への出席
- ・各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む）に係る法令・条例を除く）に関する事前協議、申請図書等の作成、申請手続及びこれに付随する詳細協議
 - ・事業損失調査（調査範囲等は別途協議）

複合化施設の規模、構造及び工法並びに工事箇所の地盤の状況等から判断して、工事の施工による地盤変動により建物等に損害等が生じるおそれがあると認められるときは、当該損害等に対する措置を迅速かつ的確に行うため、工事の着手に先立ち、敷地及びその周辺地域において、事前の調査を行う必要があるため、調査区域位置図を作成する。

・公的補助事業の補助金等の申請に係る資料の作成補助

工事費の補助対象内外仕分け、工事費の年度別仕分け、図面での補助対象内外仕分けを行う。補助事業の申請が令和 8 年 5 月末（予定）のため、工事費の年度別仕分けについては、中間報告として、予定工事費の年度別割合を令和 8 年 5 月 7 日（木）までに提示する。

・備品リストの作成

複合化施設に合う備品等をメーカー 3 社程度から選定し、リストを作成する。リストには、大きさ、素材等の仕様やメーカー毎の品番を記載する。なお、備品リストに含めるものは工事に含まない家具類や時計等の備品類とする。

⑦ 維持管理費の算出補助及び提案

複合化施設を令和 11 年度から運用することを想定し、水道光熱費や清掃費等を維持管理費総括表として市がまとめるため、技術的な算出補助を行う。また、維持管理費の縮減に係

る提案を行う。

(3) 特別経費

①公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の業務カルテ登録料

②営繕積算システム(RIBC2)の内訳書作成システム使用料

③地質調査

ア 物理探査(平成13年国土交通省告示第1113号第1第六号)

(ア) 内容:3次元微動探査による地質調査、解析、報告書作成

(イ) 箇所:複合化施設の基礎影響範囲(90m×50m程度)

(ウ) 仕様:受振点間隔5~10m、120点程度、12測線、探査深度60m程度まで

(エ) 時期:令和8年2月~(想定)

イ 標準貫入試験(平成13年国土交通省告示第1113号第1第二号)

(ア) 内容:ボーリング調査、標準貫入試験、解析、報告書作成、国土地盤情報DB検定

(イ) 箇所:40m×2本(詳細位置は、ア 物理探査の結果より業務内で提案のこと)

(ウ) 仕様:ボーリング調査 磯混じり土砂φ66mm 70m、軟岩φ66mm 10m

標準貫入試験 磯混じり土砂10回、軟岩10回

(エ) 時期:令和8年3月~(想定)

ウ 物理探査(平成13年国土交通省告示第1113号第1第六号)

(ア) 内容:表面波探査による地質調査、解析、報告書作成

(イ) 箇所:複合化施設の基礎影響範囲のうち、保健センターアンダーパーク(40m×50m程度)

(ウ) 仕様:受振点間隔2~3m、10測線、探査深度20m程度まで

(エ) 時期:保健センター解体工事後となるため、令和8年11月~(想定)

3 業務の実施

(1) 一般事項

ア 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

イ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

ウ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上(省人化及び工事日数短縮)に配慮する。

エ 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省)に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。

オ 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」(全国営繕主管課長会議)を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス監理に努める。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

なお、年版等に記載のないものは、最新版を適用すること。

ア 共通

①官庁施設の基本的性能基準

②官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

③官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

④官庁施設の環境保全性基準

⑤官庁施設の防犯に関する基準

⑥山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル

⑦公共建築工事積算基準

⑧公共建築数量積算基準

⑨公共建築設備数量積算基準

⑩公共建築工事内訳書標準書式

⑪公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)

⑫公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

④公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

⑤公共建築工事標準単価積算基準

⑥美祢市建築工事積算要領

⑦美祢市電気設備工事積算要領

⑧美祢市機械設備工事積算要領

イ 総合、構造

⑨建築工事設計図書作成基準

⑩建築工事設計図書作成基準の資料

⑪公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

⑫建築設計基準

⑬建築設計基準の資料

⑭建築構造設計基準

⑮建築構造設計基準の資料

⑯建築工事標準詳細図

⑰構内舗装・排水設計基準

⑱構内舗装・排水設計基準の資料

ウ 設備

⑲建築設備計画基準

⑳建築設備設計基準

㉑建築設備工事設計図書作成基準

㉒公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

㉓公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

㉔公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

㉕公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

㉖雨水利用・排水再利用設備計画基準

㉗建築設備耐震設計・施工指針

㉘建築設備設計計算書作成の手引

㉙高圧受電設備規定

㉚公共施設用照明器具

(3) 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の確認を受ける。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出する。

(4) 業務計画書（契約約款に規定する「業務計画書」とは異なる。）

ア 受注者は、発注者との契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を提出する。

イ 業務計画書には、次の事項を記載する。

（ア）管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等

（イ）各主任技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等

（ウ）協力業者の名称、担当業務範囲、協力を受ける理由及び具体的な内容(再委託する場合)

（エ）業務実施体制((ア)から(ウ)の総括。緊急連絡先を含む。)

（オ）実施工程表

（カ）技術提案書に記述した提案及びその履行

（キ）監督職員が指示する事項

ウ 契約約款に規定する業務の一部の再委託について、発注者の承諾は、業務計画書の監督職員の受理に代える。

なお、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(5) 協力者との契約

協力者と契約を締結した場合は、速やかに契約書の写しを監督職員に提出する。

(6) 管理技術者の資格要件等

ア 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

・建築士法による一級あるいは二級建築士

・建築士法による一級あるいは二級建築士又は建築設備士

(7) 建築設備に係る設計に関する意見の聴取

・建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士の意見を聴取し、同法第 20 条第 5 項を適用する。

(8) 貸与資料等

ア 設計図書等

・既存建物の設計図書一式

・既存工作物の設計図書一式

①解体工事（保健センター、第三別館、旧丸和）の設計図書一式

イ 資料

①敷地調査資料（柱状図、土質試験資料）

①基本設計成果品（基本設計図書）

①積算用標準単価データ（営繕積算システム RIBC2 用）

①美祢市建築工事積算要領

①美祢市電気設備工事積算要領

①美祢市機械設備工事積算要領

(9) 打合せ及び記録

打合せは業務着手時、監督職員又は管理技術者が必要と認めたときに行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。なお、その他電話協議によるものも、協議後速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

(10) その他、業務の履行に係る条件等

ア 成果物の取り扱い

(ア) 提出された原図及び CAD データについては、その写し又は PDF データを入札の資料として貸与、公開に利用することがある。

(イ) 提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(ウ) 提出された設計図書にて入札した際、入札参加者から質問があった場合これに協力する。

(エ) 提出された設計図書にて入札し、入札が不調となった場合、不調の原因調査に協力し、発注者と協議の上、設計図書の修正が必要な場合には対応する。

(オ) 本業務の成果品に瑕疵があった場合においては、受注者の責任において修補する。

(カ) 本業務の複合化施設に瑕疵があった場合、調査に協力する。

イ プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務の履行

(ア) 受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(イ) 受注者は、技術提案書に記載した提案について、原則として業務計画書に記載する。

4 成果図書

(1) 実施設計の成果図書

| 設計の種類 | 成果図書（電子データ共） |
|-------|-----------------|
| ア 総合 | 建築物概要書 特記仕様書 |

| | |
|----------------|---|
| | 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各階） 矩形図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図 建具表 サイン計画図 屋外整備図 総合仮設計画図 概略工事工程表 防火区画図 排煙区画図 避難計画図 工事費概算書 施工条件書（市様式） 各種計算書 その他確認申請に必要な図書 |
| イ 構造 | 特記仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費計算書 その他確認申請に必要な図書 |
| ウ 設備 (電気設備) | 特記仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備 幹線系統図 電灯、コンセント設備平面図（各階） 動力設備平面図（各階） 通信・情報設備系統図 通信・情報設備平面図（各階） 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図（各階） 電熱設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内交換設備図 |

| | |
|--------------------|--|
| | 情報表示設備図 テレビ共同受信設備図 機械警備設備図 中央監視制御設備図 屋外設備図 工事費概算書 各種計算書 その他確認申請に必要な図書 |
| エ 設備 (機械設備、昇降機) | (共通) 特記仕様書 敷地案内図 配置図 工事費概算書 各種計算書 その他確認申請に必要な図書 (空調換気設備) 空調設備系統図 空調設備平面図 (各階) 換気設備系統図 換気設備平面図 (各階) 部分詳細図 自動制御設備図屋外設備図 (給排水衛生設備) 衛生器具設備図 給排水衛生設備配管系統図 給排水衛生設備配管平面図 (各階) 消火設備系統図 消火設備平面図 (各階) 廚房設備図 ガス設備図 部分詳細図 屋外設備図 (昇降機) 昇降機平面図 昇降機断面図 部分詳細図 |

- (注) 1. 建築物の計画に応じ、作成しない図書がある場合がある。
 2. イからエまでに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち別の成果図書に記載する場合がある。
 3. 設計図面は、JW-CADにより作成する。
 4. 成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。なお、印刷製本代は諸経費に含む。

(2)追加業務等の成果図書 (PDF等の電子データを含む)

ア 積算業務

- (ア) 積算数量算出書 (拾い書、集計表) 1部
- (イ) 積算数量調書 (営繕積算システム RIBC2による) 1部
- (ウ) 単価資料 (見積書、単価比較表、採用機器、材料カタログ等) 1部

(エ) 営繕工事積算チェックマニュアルによる積算チェックリスト 1部
イ 透視図(外観)の作成 2(2)のとおり。

ウ 透視図(内観)の作成 2(2)のとおり。

エ 確認申請等手続業務

(ア) 確認申請書(副本) 1部

(イ) (ア)の確認済証 1部

(ウ) 建築計画概要書 1部

(エ) 建築工事届 1部

(オ) 建築物エネルギー消費性能確保計画書(副本) 1部

(カ) (エ)の適合判定通知書 1部

(キ) 構造計算適合性判定申請書(副本) 1部

(ク) (キ)の適合判定通知書 1部

オ コスト縮減検討報告書 1部

カ 概略工事工程表の作成

(ア) 施工に必要な実日数の根拠(週休2日工期算定用)

(イ) 概略工事工程表

キ 関係機関との設計内容の合意形成のための資料作成及び説明会、会議等への出席

(ア) 説明会用資料 20部

(イ) 各会議用資料 10部

(ウ) 各説明会等の議事録 1部

ク 維持管理費の算出補助及び提案

(ア) 維持管理費総括表 1部

(イ) 維持管理費縮減検討報告書 1部

ケ 公共建築設計者情報システムの業務カルテ受領書 1部

コ 地質調査

(ア) 解析、報告書 1部

サ その他

(ア) 重要事項説明書 1部

(イ) 業務打合せ簿(市様式) 1部

(ウ) その他技術資料 1部

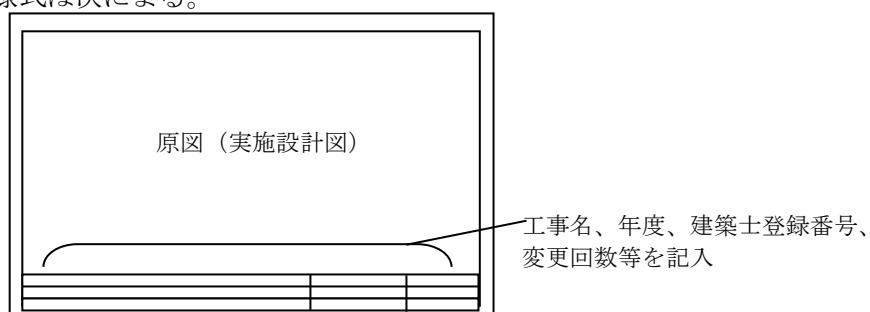
(エ) その他議事録 1部

(3) 設計原図の材質等

ア 設計原図: CADデータ(JW-CAD形式)

イ 設計原図の大きさ: A2判又はA1判

ウ 設計原図の様式は次による。



エ A4折り図面の仕様

紙 質: PPC普通紙(中性紙薄口 64g/m²程度)

折り方: 下記により奇数頁は上側、偶数頁は下側を折る。

穿孔: 左側中央部に2穴穿孔(ピッチ寸法80mm、奥行12mm程度、穴径6mm)

提出方法：綴り紐、ファイルは不要

※設計原図がA1の場合は、A2サイズに縮小の上、上記仕様に沿うこと

